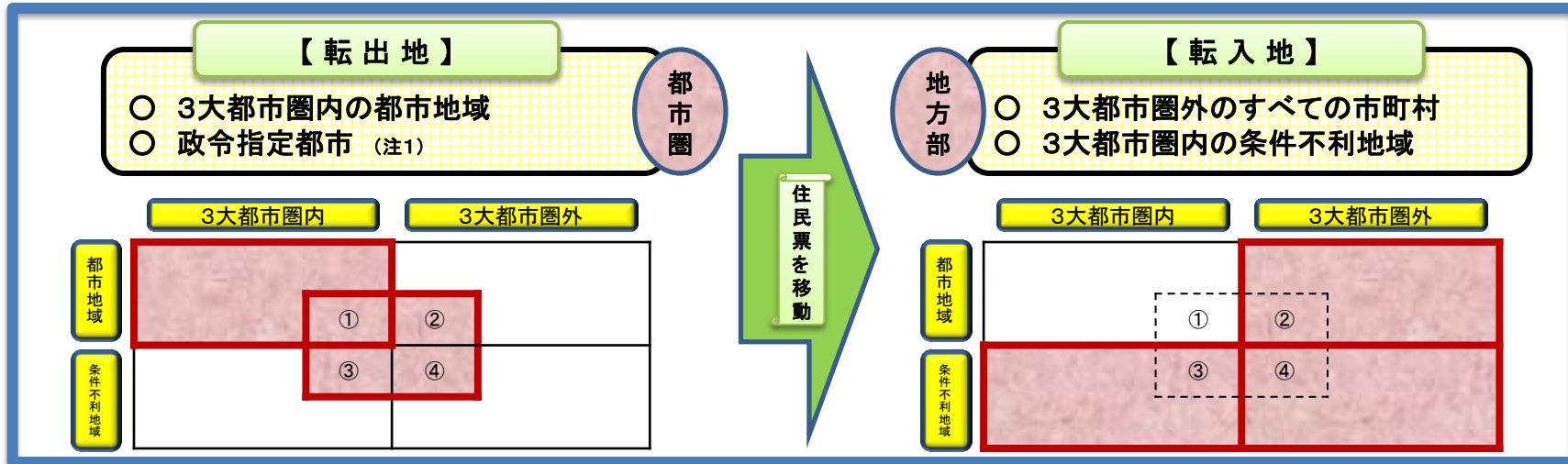


# 地域おこし協力隊員の地域要件について

## 【原則Ⅰ】 都市圏から地方部への人の流れを創出！

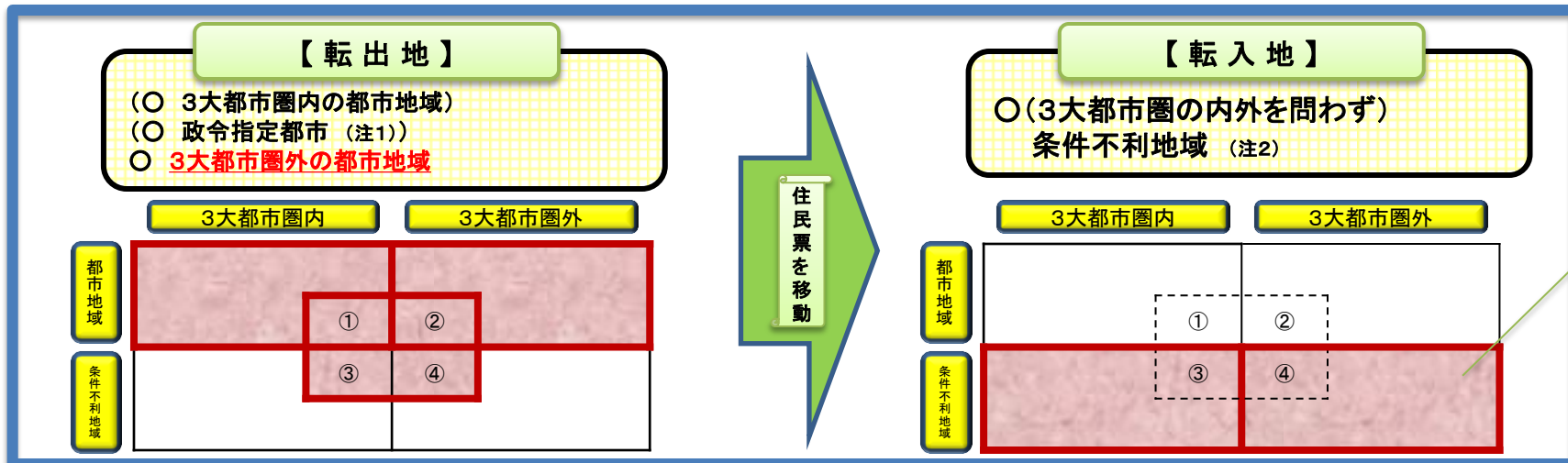


- 圏中、点線圏内は政令指定都市を指す
- ①さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市
  - ②札幌市、熊本市
  - ③京都市、相模原市
  - ④仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市

**※注1**

隊員の転出地が、条件不利地域指定を受けている政令指定都市(③・④)であった場合

## 【原則Ⅱ】 転入地が条件不利地域の場合は、転出地はすべての都市地域が対象に！



特別交付税措置の対象は、原則として、隊員の転出地が、条件不利地域指定の対象区域(例：一部過疎市町村の一部過疎区域、離島市町村の離島区域)外であった場合に限るものとする

**※注2**

隊員の転出地が、原則Ⅱのうち3大都市圏外の都市地域であった場合

特別交付税措置の対象は、原則として、隊員の転入地が、条件不利地域指定の対象区域内である場合に限るものとする

◆「3大都市圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部とする。

◆「条件不利地域」とは、次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村とし、「都市地域」とは、これに該当しない市町村とする。

①過疎地域自立促進特別措置法(みなし過疎、一部過疎を含む)、②山村振興法、③離島振興法、④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法、⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興特別措置法

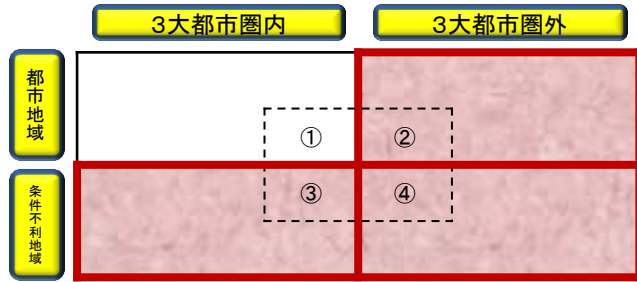
◆都道府県分については、原則Ⅰ及び原則Ⅱ、原則Ⅲを準用して各隊員の住民票の異動を把握することで、特別交付税措置の対象範囲を判断する。

# 地域おこし協力隊員の地域要件について

【原則Ⅲ】 隊員経験者が他の地域で地域協力活動する場合を対象に！（注3）

## 【転出地】

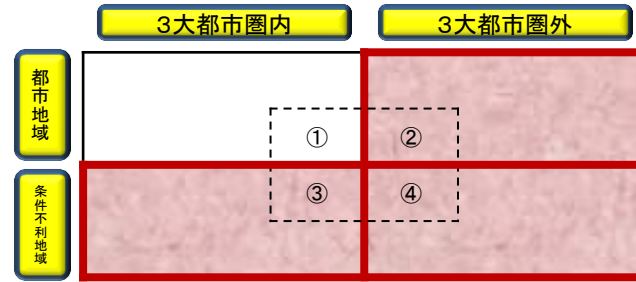
- 一定期間(2年以上)の隊員経験者、かつ、解嘱から1年以内の者(注4)



住民票を移動

## 【転入地】

- 3大都市圏外のすべての市町村
- 3大都市圏内の条件不利地域



◆ 原則Ⅰ及び原則Ⅱと同様、同一市町村内において移動した者や、委嘱を受ける前に既に当該地域に定住・定着している者(既に住民票の移動が行われている者等)については、対象外

### ※注3

隊員経験者が他の地域で地域協力活動する場合

「総務省通知「地域おこし協力隊」の推進について」(平成21年3月31日付け総行応第38号(別添資料を含む))に基づき、「地域おこし協力隊」事業に取り組む場合に限るものとする

### ※注4

これまでに隊員として、2年以上の経験があり、かつ、解嘱から1年以内であった場合

特別交付税措置の対象として、原則として、転入地の地方自治体は、隊員がこれまで一定期間(2年以上)地域おこし協力隊として活動し、かつ、解嘱から1年以内であることを確認できた場合に限るものとする